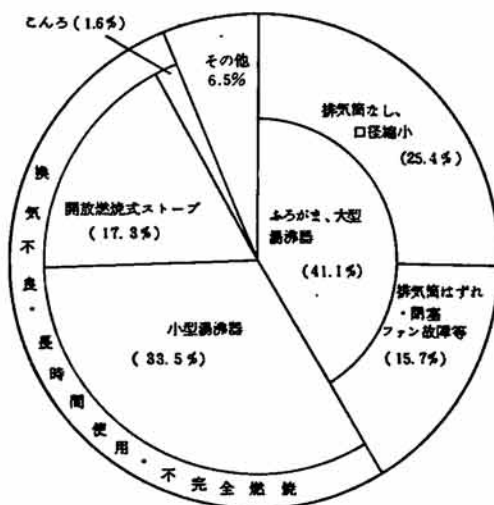


ガスと安全

不完全燃焼による中毒事故に注意を

ガス器具の不完全燃焼による中毒事故に注意しましょう。都市ガスを安全に燃やすには、ガスの量の約十二倍（プロパンガスは三十倍）の新鮮な空気が必要です。そして、これとほぼ同量の排気ガスが

最近5年間のガス不完全燃焼による中毒事故 (合計 185件)



生じます。新鮮な空気が十分にあればガスは完全燃焼して、まったく無害な炭酸ガスと水蒸気になってしまいます。ところが、新鮮な空気（酸素）が不足すると、有毒な一酸化炭素が出て、中毒の原因となります。特に、大型湯沸器や風呂釜はガスの消費量が大きく、排気ガス量も多いので、これを排気筒などで屋外に出さなければなりません。排気設備があっても、正しく取り付けられていなければ危険です。日本ガス協会の調査によると、実際、中毒事故の大半は風呂釜と湯沸器で発生しています。このため、五年前から、大型湯沸器、風呂釜、これらの

排気設備については、特定消費機器設置工事監督者の資格をもったものが監督しなければ設置できないことになっています。しかも、設置したため、下記のラベルを見やすいところに貼ることが義務付けられています。しかし、調査に回ってみると、ラベルの貼ってあるのが非常に少ないのが実態です。また、①排気トップがついていなかったり、はずれている。②排気筒が屋外に出ていない。③排気筒の口径不足など、事故の原因になりかねないケースがかなり見られます。昭和五十六年以降に風呂釜や大型湯沸器、排気筒を設置された家庭では、ラベルの有無を調べ、無かったら、設置業者へ請求してください。

一寄附御礼一

斎藤省吾さん（谷内1丁目）ビデオテープレコーダー……1台（お年五年賀ハガキの1等に当選し、その景品のビデオを市に寄贈されたものです。）

市は、これを中野俣保育所に設置し、有効に利用させていただきます。

㈱北越銀行………10万円
 ㈱第四銀行………10万円
 ㈱新潟相互銀行………10万円
 （以上3行から豪雪見舞金としていただきました。今後豪雪対策費用として有効に利用させていただきます。）

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第6条の規定による表示	
工事業者の氏名又は名称	
工事現場の連絡先	TEL
監督者の氏名	資格証の番号
施工内容	
施工年月日	年 月 日

なお、五号以下の小型湯沸器やガスストーブは、排気筒がなくても使えることになっていますが、換気には十分注意しましょう。風呂釜等に貼るラベル



雪をけちらすユンボ（写真上）

←細い用水路と化した西谷川（写真左）

今月の表紙

降り続く雪と排雪で、さしもの西谷川の流れも細い用水路と化してしまい、流雪溝の排雪口が凍結するなどの支障が起きました。このため、ユンボが腰まで流れにっかりながら、みるみるうちに雪をけちらし、川幅を広げ、流れを確保しました。（写真は二月一日撮影）

水路を開く

— 降り続く雪に
西谷川もダウン —

とちお 61,3 No. 351

とちお三五二号昭和六十一年三月十日発行
 毎月 十日 一回発行

新入学を控えて



子供の行動特性を知ろう

これが子供だ！ 大人とは違う行動パターン

二月になりました。——もうすぐ新学期です。新入学児をおもちの家庭では、期待に胸を膨らませながら、何かと準備にお忙しいことでしょう。入学準備のなかで、忘れてはならないのがお子さんに対する交通安全教育です。

周囲に対する注意力がまだ十分でなく、安全に対する知識も不十分、そして心身ともに発達過程にある子供は、今日の交通事情からみて、お年寄りとともに一番弱い立場にあるといえます。

これまで比較的、家の近所で遊んでいた子供たちも、通学するようになると行動範囲がグンと広がる道路にいきなり飛び出してくる子供にハッとさせられることがよくありますが、子供は時として大人が想像もつかないような行動をとり、事故につながることも少なくありません。

交通事故から子供の生命を守るには、子供特有の行動パターンを理解することが大切です。一般的な子供の行動特性としては、次のようなことがあげられます。子供の性格をよく考え、日常生活のなかで具体的に指導しましょう。

がります。学校の行き帰りはもとより、新しい友だちの家に遊びに行ったりと、交通事故に遭う危険性もそれだけ高くなります。——子供はときどき大人が想像もつかないような衝動的な行動をとります。その結果、思いがけない交通事故の犠牲者となってしまうことが少なくありません。

それだけに保護者は、子供に対するしつけ教育として、交通ルールや事故防止のための注意事項などを、ふだんから教えることが大切です。

子供の交通事故の特徴や行動の特性を理解して、具体的に指導し、子供を交通事故から守りましょう。

一つのこと夢中になると、周囲のことが目に見えなくなる。



子供は、一つのことだけに注意が向くと、周りのものは目に入らなくなり、たえば、お母さんが道路の反対側にいるのを見つけた

り、遊んでいたボールなどが車道にころがっていったりすると、車の通るのも忘れて急に走り出してしまうことがあります。

子供は、物陰で遊ぶ傾向があります。



子供は、自動車のそばやエンジンボックスの中に入ってしまう。物陰などで遊ぶと、ドライバーの視界からはみ出さず、ドライバーの気づかないことが多いので、大変危険です。

子供の視点は、大人よりも低い。大人には先を見とおせても、子供には見えないことがある。

上記の写真をご覧ください。小学校一年生の男子（平均身長一メートル七十七センチ）の目の高さから見た写真と、大人（身長一メートル六十八センチ）の目の高さから見た写真です。

大人の感覚では、こんなによく見えるはずが……。

子供の感覚では、ほとんど見えなくなっています。

この感覚のズレに危険がかくされています。ドライバーも歩行者も、このズレによって事故が起きるのだという認識を常に持ちましょう。

实例をあげ 具体的な指導を

- ①子供の交通事故を防止するには、子供の行動特性を十分理解した上で、次の点を具体的に指配してください。
 - ②実際の通学時間に合わせて、保護者と児童が実際にその通学路を何回か通って、信号機、道路標識の見方、横断歩道の正しい渡り方を指導してください。
 - ③帰宅後は、遊びに行っていない範囲や帰宅時間などを、自宅からの距離や交通環境を考えて決め、子供にしっかりと守らせるように指導いたします。
 - ④子供に自転車を利用させる場合には、子供の年齢、体力、能力などを考えて、体に適した自転車を選んでやり、また、乗る場合は必ず点検するように指導しましょう。
 - ⑤自転車を安全に利用させるには、まず、空き地や公園など安全な場所で、安全な乗り方、特に正しい止まり方と交差点の安全な渡り方を十分教えてから、徐々に道路になじませるようにしましょう。
 - ⑥道路環境や交通量を考慮して、自転車に乗ってもよい区域、時間などを指定して利用させましょう。
 - ⑦決めたことについては、必ず守らせるとともに、子供がふだんどのくらい自転車を利用しているかを把握して、交通事故防止に努めましょう。
- 子供の交通事故を防止するには、以上の点をよくわきまえるとともに、わが子の性格をよく考え、日常生活のなかで具体的に指導していくことが重要です。なお、子供がかけられる際には、しからぬようにしましょう。しかると、子供はそのことで頭がいっぱい。周囲の状況が目に入らなくなり、思いがけない事故のもとになります。



大人目の位置

この違いを
教えてください



子供の目の位置

手をあげるとクルマは必ず止まってくれる——といったように、物事を単純にしか理解できないところがある。

子供は、物事を単純にしか理解できず、考え方も自己中心的になりがちです。車は急には止まれません。

危ないよ。注意してね。といった抽象的な言葉では、よく理解できません。



手をあげて道路を横断するようになるとか、黄色い旗をあげて渡るように教えると、子供は「手をあげれば車はすべて止まってくれるもの」と単純に思い込みがちになります。

子供が正しく理解できるように、教え方にも注意を払ひましょう。

子供は、喜怒哀楽がそのまま行動に表れることが多く、そのため、身の周りのことに對する注意力が散漫になることが少なくありません。

いつもの通学路では信号をきちんと守り、横断歩道を正しく渡れても、別の道路では、それができないことが多いようです。

子供は、「あぶないよ」とか「注意しなさい」というような抽象的な言葉だけでは、よく理解できません。

「飛び出し」はなぜあぶないか、止まっている自動車の下やうしろで遊ぶのがどうして危険なのか、言葉で注意するだけでなく、具体的に「現場」で教えることが大切です。

よしあしにかかわらず、大人や年上の子のマネをする。

大人が、黄信号なのに無理

して走って渡ったりすると、子供はマネをします。

大人のルール違反は、子供の交通安全のしつけに良くない影響を与えます。



刈谷田橋東詰～平橋間



刈谷田橋東詰～原町信号機間



小貫地内

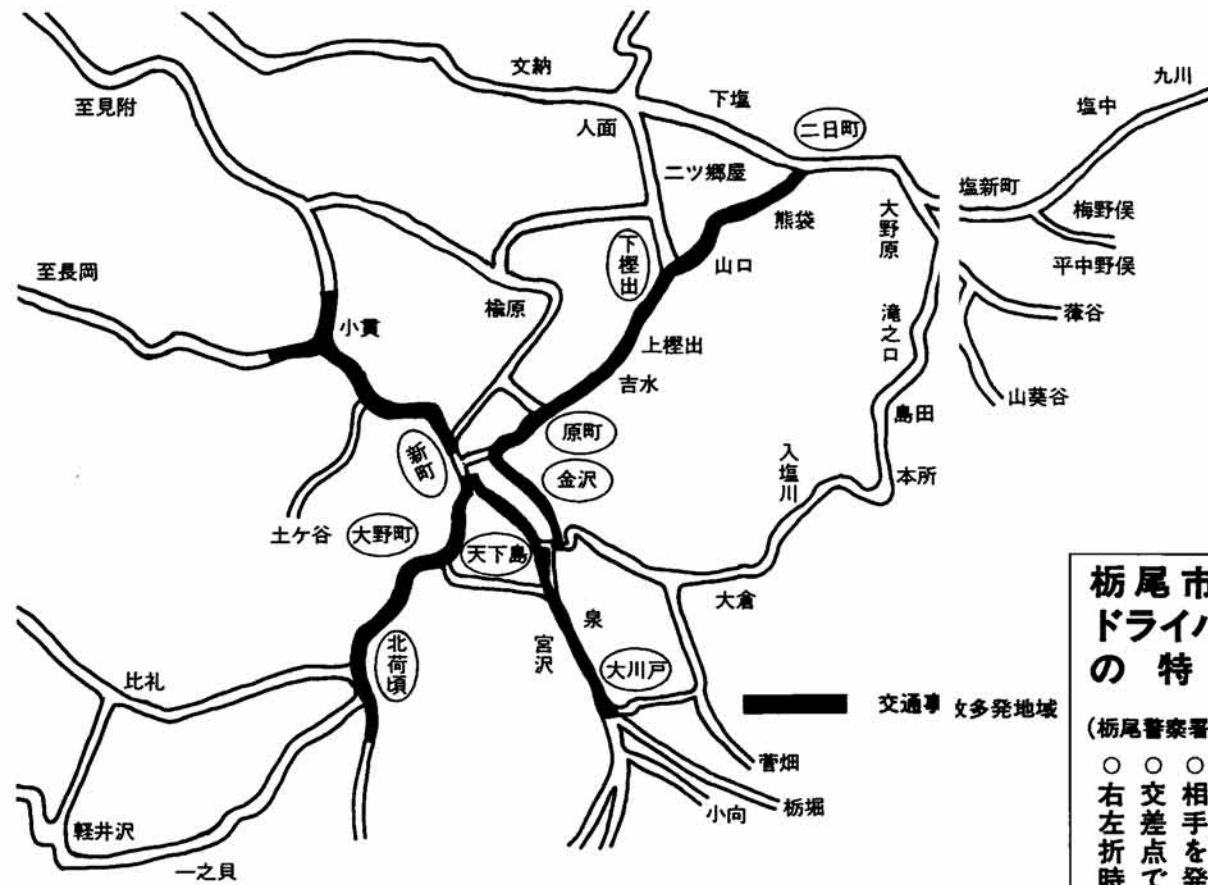


原町信号機～下塩谷中入口間



下塩出地内～二日町駐在所間

栃尾市交通事故多発地域図 (過去6年間)



栃尾市交通事故発生箇所ワースト10 (過去6年間)

順位	交通事故発生箇所	発生件数						計
		昭和55年	56年	57年	58年	59年	60年	
1	大布橋東詰～天下島三差路	7	10	19	9	5	12	62件
2	大野橋～北荷頃地内	12	9	4	10	10	7	52件
3	新町・栃尾印刷前信号機～小貫・重助茶屋前	13	10	7	8	4	4	46件
4	天下島三差路～大川戸橋	9	5	7	8	8	7	44件
5	大布橋西詰～大野橋	8	8	3	6	8	7	40件
6	刈谷田橋東詰～平橋	6	6	3	11	7	5	38件
7	刈谷田橋東詰～原町信号機	10	5	7	5	8	3	38件
8	小貫地内	8	6	2	3	10	8	37件
9	原町信号機～下塩谷中学校入口	7	5	7	4	5	5	33件
10	下塩出地内～二日町駐在所	5	7	5	8	4	3	32件

栃尾市のドライバーの特徴

(栃尾警察署調べ)

- 前方に対する注意が、漫然としている。
- 相手を発見しても、その動静に対する対応が遅い。
- 交差点で一時停止を怠る。
- 右左折時に、直進車に対する注意が不足している。



大布橋東詰～天下島三差路間



大野橋～北荷頃地内



新町(栃尾印刷前信号)～小貫(重助茶屋前)



天下島三差路～大川戸橋間



大布橋西詰～大野橋間



子供の交通事故の特徴

子供の交通事故の特徴としては、次のような点があげられます。

死者の二人に一人が、未就学児童

中学生以下の子供の死者は、八百四十七人。このうち半分以上の五十六名(四百七十四人)が幼児あるいは幼稚園児の未就学児童です。なかでも幼児が全体の三十一名と多いが目立ちます。

要注意の時間帯 午後二時から六時

交通事故の発生を時間帯別にみると、午後二時から午後六時の間がいちばん多くなっています。

自宅付近は 要注意

幼児・幼稚園児の事故の多くは、自宅から半径五十メートルのところで発生しています。

飛び出し事故が、最も多い

自宅付近が最も多いわけですが、年齢が高くなるにつれて、自宅から遠くなる傾向にあります。路上への飛び出しによる事故が最も多く、全体の六割を占めています。次いで、駐車中あるいは走行中の自動車の「直前・直後の横断」が二十八・五割となっています。以下、信号無視、路上での遊び、などとなっています。(警視庁 交通統計から)

美雪ちゃんの通学路

市内新町の宮崎美雪ちゃんは、今年四月、栃尾東小学校に入学する新一年生です。今日は、おかあさんが美雪ちゃんに、自宅から栃尾東小学校までの通学路の道順をはじめ、横断歩道の渡り方や交通信号機の操作の仕方など、交通安全教育を行いました。自宅前が特に交通量の多い場所なので、子供が小さいうちから、飛び出しは絶対しないようにしつけました。とおかあさんは、語ってくれました。



左右よく確かめてから、渡りましょうね。(自宅前)



手を上げて、車が止まってから渡りましょう。(ミサワスポーツ店前)



信号機のボタンを押し、青になってから左右確かめて渡りましょう。(栃高脇)



無事、小学校に到着しました。



みんなで雪を積み上げて、雪像の基礎作り。



雪像作りの雪をスノーボードいっぱい積み込む児童。



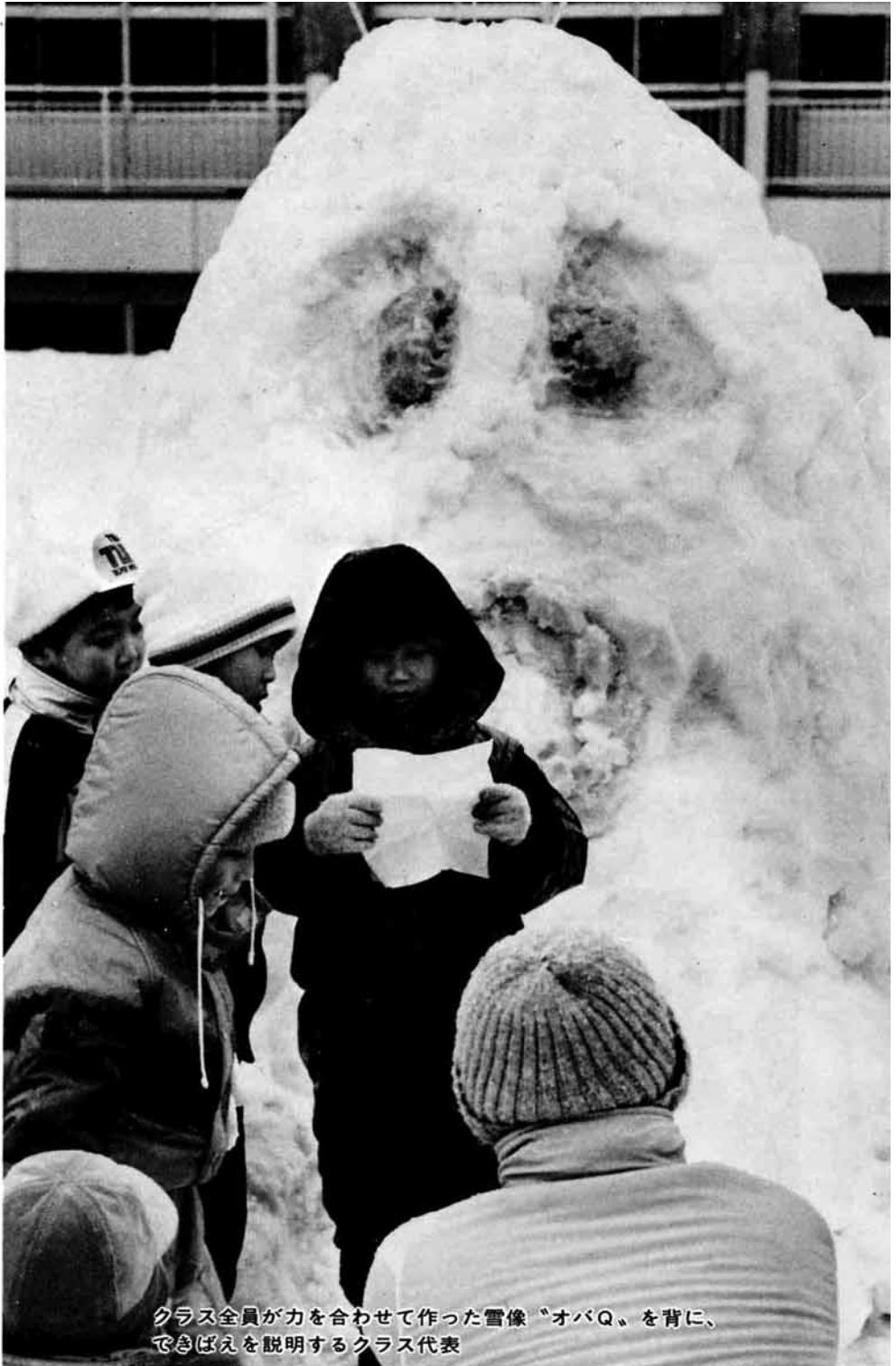
足もと悪いぞ、ころばず走れ。雪積みレース。

パチさばきもあざやかな若草太鼓。
響く音色に伝統の技が。



栃尾南小学校 若草まつり

雪は宿命、雪を克服、雪に遊ぶ、雪は友だち そこには、人と雪との一体感があつた



クラス全員が力を合わせて作った雪像「オバQ」を背に、
できばえを説明するクラス代表

ドンドン、タンタン……。
勇壮な太鼓とたるの音が体育館いっぱい
鳴り響く。さあ、若草まつりの始まりだ。
雪像のオバQが、ゴリラが、新幹線がグラ
ウンドせましと立ちならぶ。
見物の父の目が温かい。
学級ごとの雪像紹介に全校の拍手がとび、
ひょうきんな雪像に大きな笑いが起こる。
学級の名譽をかけた雪積みレース、大きな
雪玉、小さな雪玉をもって小山をかけるほる。
ころげおちるもの、雪に顔をつっこむもの、
そこには人と雪との一体感があつた。
そして冬の寒さはみじんもなかった。
このまつりは、栃尾南小学校若草児童委員会が、
雪に負けないたくましい「からだ」と「こころ」
を育てようと毎年行っているもので、こ
とも学級ごとの雪像作りや雪上ゲームを計
画し、二月十五日(土)に開催したものです。

ご存知ですか 郵便による投票制度

在宅のまま投票する「身体に重度の障害があるため、投票所へ行けない人も選挙権が行使できます。」
「郵便による不在者投票制度」を利用してできる人は、投票の準備段階として、まず「郵便投票証明書」の交付申請の手続きが必要です。
四月二十日は、県知事選挙が予定されています。

制度の該当者は
郵便による不在者投票ができる人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けた

障害の種類	両下肢もしくは体幹の障害	心臓もしくは呼吸器の障害	じんは障害
手帳の種類	1級から2級まで	1級から3級まで	不明程度
①身体障害者手帳			
②戦傷病者手帳	特別第2項から第3項まで	特別第3項から第4項まで	特別第4項から第5項まで
③身体障害者手帳及び戦傷病者手帳	手帳では障害の程度が不明のため、県知事選挙の障害のある	手帳では障害の程度が不明のため、県知事選挙の障害のある	手帳では障害の程度が不明のため、県知事選挙の障害のある

申請手続きは
この制度に該当する人は、まず、市選挙管理委員会に申請用紙を請求してください。この申請書に本人が署名し（点字は除く）、手帳を添えて、市選挙管理委員会に申請してください。
市選挙管理委員会では、この申請に基づいて、「郵便投票証明書」を交付するとともに手帳をお返しします。

投票の方法は
選挙が近づいたら市選挙管理委員会に、証明書を添えて投票用紙と投票用封筒を請求します。
投票用紙と投票用封筒が交付されたら、投票用紙に自ら候補者一人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票年月日、投票の場所を記載するとともに、表面に署名をし、更に別の封筒に入れて、すみやかに市選挙管理委員会に郵送して投票完了となります。
詳しいことは、市選挙管理委員会事務局（☎52局二一五一 番内線三六二番）へお問い合わせください。



チビッコ豆まき大会

「鬼は一外、福は一内」とビニール袋いっぱいのもった子どもたちが大きな声で走り回る。赤鬼、青鬼、黄鬼が逃げまどう。これは、市公民館が、昔ながらの行事を残すとともに、子どもたちに少しでも楽しんでもらおうと、2月4日、総合体育館柔道場を会場に、チビッコ豆まき大会を行ったものです。

市民かるた大会

優雅な中にも真剣に

市公民館、栃尾小倉会主催の第二十三回市長杯争奪市民かるた大会が二月九日(日)、市文化センターで開かれました。ことしは、南小学校からの初参加十七名を含む百六名の参加があり、熱戦を繰り広げました。優勝者は次のとおりです。小学校低学年―諸橋陽介くん(半蔵金小)、小学校高学年―飯塚幸代さん(半蔵金小)、中学校―石田美奈さん(荷頃中)、一般―中沢仁さん(赤谷)



新春文芸作品の入選者が決まりました

昭和六十年度新春文芸作品の募集には、俳句、短歌、川柳、詩など、三百九十五点の応募がありました。このほどその入選者が決まりましたのでお知らせします。

俳句
▽入選―土田満さん(原町) 病む妻に 味をあわせて あずき粥
同―五十嵐君子さん(金沢) 正月の 客みな帰る ひとりの茶

短歌
▽入選―高林リヨさん(谷内) 挿つ 羨ま 美事な速さや かるた会
同―古川長次さん(天下島) 撒く人も 無理は承知の 福は内
同―福王寺庄三さん(小向) ねんねこの ヤヤも手を 出す お年玉

市内各地区のサイの神行事



(大野原地区サイの神)

ことしも小正月を中心に、市内十九(市消防署届け出分)の地区でサイの神行事が行われました。各地区とも伝統の行事を残すとともに「活力ある村づくり」をめざし、区民総参加でカラオケ大会など、いろいろな趣向をこらした催し物を行い、冬の一日を楽しんでいました。

気力、体力、技術を競う 市内中学校スキー大会



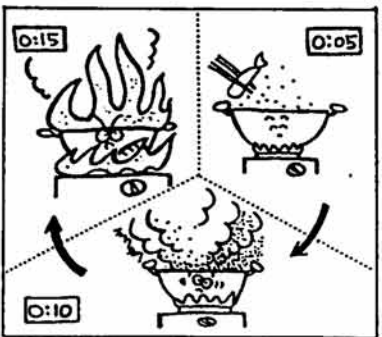
2月14日(金)、美沢スキー場(熊袋)で、市内中学校スキー大会が開催されました。栃尾高校から初の国体選手として選ばれた下塩谷中出身の中村健勝君もこの大会を通じて育ったこともあり、中村君に続けと、各中学校から選ばれた選手たちは、日ごろの練習の成果を存分に発揮していました。

自衛官募集中
18歳以上25歳未満の男子
詳細は市総務課へ
(☎52局2151番)

防災手帳

「うっかり火災」

天ぷら火災は、こうして起こる



←点火して四〜五分―天ぷらの揚げごろです。

←そのままつけっぱなしで十分間―くさいっ。ひどい油煙がでてきます。

←さらに五分間ほどそのままにしておく―一気に油に火がつきます。

←さらにそのままにしておきますと―まちがいはなく火事になります。



天ぷら火災は、こうして消火

○大きめの鍋ふたを持ってきて、手前のほうから滑らすようにかぶせましょう。

○あわてないで、ガスコックを閉め、そのまま二十分間。

○木綿のシーツを水にひたし、



絶対にはやつてはいけないこと

○水をかけてはいけません。恐ろしい勢いで燃え上がってしまいます。

○野菜を投げ込んではいけません。燃え上がったり、油が飛び散り危険です。また、鍋がひっくり返るかもしれません。

○雑布等水気のあるものを投げ込んだりしないこと。

○鍋を放り出すこともタブーです。



万一、火災が発生したら

○電話のダイヤルは「一九二」電話がつながったら「火事です」といってください。

○おちついて場所を知らせてください。(町名、番地とおもな目標をわかりやすく)

栃尾市役所庁舎電話番号表

(昭和61年3月17日現在)

電話交換機の入替えにともない、
3月17日(月)から下表のように各課へ直
通で電話をかけられるようになります。
なお、今までの代表番号(52局2151

番)は変わりませんので、直通電話の
入っていない課又は担当課等が不明の
場合は、今までどおり代表番号へおか
けください。

名 称	電話番号	名 称	電話番号
栃尾市役所 <small>(代表)</small>	★ 52-2151	福祉事務所	52-5846
総務課	52-5815	農林課	52-5847
企画調査課	52-5816	下水道課	52-5848
議会事務局	52-5817	★ 教育委員会庶務課	52-1117
建設課	52-5825	(文化センター)	
ガス水道課	52-5826	社会教育課	52-1118
商工観光課	52-5827	学校教育課	52-1157
市民課	52-5835	教育長室	52-5572
保健衛生課	52-5836	★ 公民館	52-2020
税務課	52-5837	★ 市民会館	52-1031
会計課	52-5845	★ 総合体育館	52-5571

※執務時間外及び休日には、★印へおかけください。

見やすいところにはってご利用ください。

広報とちお おしらせ版 61.3.10

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 (0258) 52-2151

脳卒中後遺症のある人に 機能訓練を実施

市は昨年引き続き、機能訓練を四月から開始いたします。希望者は、申し込みください。

実施期間
▼四月から十一月までの間で、十二回シリーズで行います。
時間
▼午前十時から午後三時まで。

※正午から午後一時までは、昼食休憩とします。

会場
▼市老人福祉センター(皆楽荘・市内吉水)

対象者
▼脳卒中後遺症のある人で、主治医からの意見書で、機能回復訓練適応と判定され

た人を対象とします。(訓練した内容を継続して)

訓練内容
▼健康チェック、訓練(棒体操、個別に出されている訓練項目の実施)、手工芸、レクリエーション、映画、衛生講話、話し合いなど。

申し込み方法
▼市保健衛生課にある申し込み書に、主治医からの意見書添えて、三月三十一日(月)までに申し込みください。

その他
①原則として、家族同伴での参加とします。(訓練したことを家庭でも続けていくためには、家族の理解と協力がぜひとも必要のため) ②昼食は、各自が持参してください。 ③送迎は、市のマイクロバスを運行する予定です。

問い合わせ先
▼詳細については、市保健衛生課予防係(☎52局二二五一番、内線二二三番)におたずねください。

軽自動車の廃車手続きや所有者の変更はお早めに

軽自動車やバイク、耕うん機、トラクター等の持ち主のみならず、軽自動車税を市に納めていただいておりますが、その賦課期日は毎年四月一日です。

廃車したり、他人に譲ってしまった人で、廃車届や所有者の変更届をまだ市に届けていない人は、三月三十一日(月)までに手続きを済ませてください。

廃車の場合
▼印かんとナンバープレートを持参してください。

所有者の変更の場合
▼新旧所有者両方の印かんを持参してください。

成人式

4月6日(日) 市民会館で

市は、新しく成人になられたみなさんの前途を祝福するため、第三十八回栃尾市成人式を四月六日(日)に市民会館において開催いたします。

成人になられたみなさんには、三月十日付で案内状を発送いたしました。

送りましたが、万一、該当者で案内状の届かない人がありましたら、至急、次のところに連絡ください。

連絡先
▼市教育委員会社会教育課(〒940-0102 栃尾市中央公園一番三十三番) ☎52局一七一七番

成人該当者
▼昭和四十年四月二日から昭和四十四年四月一日までの間に生まれた人。

暮らしのセミナーを開催

NHK文化センターでは、「暮らしのセミナー」を開催いたします。参加希望者は、お早めに申し込みください。

日時 昭和六十一年四月十七日(木)、午後一時三十分から午後三時三十分まで。

会場 ホテル・ニューオータニ長岡(長岡市台町二)

内容 ①さとう宗幸の歌とおしゃべり。②辻 綾子のワ

インバーティーの指導。参加費 無料(おみやげ付き)申し込み方法 ハガキに住所氏名、年齢、電話番号を明記の上、四月一日(火)までに申し込みを。(定員二百名)申し込み先 NHK文化センター「暮らしのセミナー」長岡(係)☎九五二 新潟市一番堀通町一の一 白山会館内)

4月~7月 おかあさんへ 前期予防接種

左表をご覧ください。今年四月からの各種予防接種の日程表です。

各予防接種ごとに適正な接種年齢と接種間隔がありますので、該当者はきちんと守ってください。

また、接種当日は問診票を正確に記入し、母子手帳を必ず持参してください。

なお、予防接種の日程を変更する場合がありますので、今後発行する「おしらせ版」をよくご覧ください。

詳細は、市保健衛生課予防係におたずねください。

三種混合ワクチン

ジフテリア・百日せき・破傷風の混合ワクチンです。生後二十四か月から四十八か月までの間に完了するよう、満二歳時に一期を三から八週間の間隔で三回、一期完了後一年から一年半の間に二期を一回受けてください。

麻疹

はしかの予防接種です。生後十二か月から七十二か月の間に一回受けてください。(生後十八か月から三十六か

ポリオ

小児マヒのワクチンです。生後三か月から四十八か月の間に、六週間以上の間隔で二回受けてください。(生後十八か月までに完了するの望ましい)

ツベルクリン反応検査、BCG注射

結核の予防接種です。生後四十八か月までに一回受けてください。(なお、前年疑陽性の人および陰性でBCGを接種しなかった人も受けてください)

昭和61年度 前期予防接種日程表

会場▶ 市民会館(2階)
時間▶ 午後1時30分~午後2時
◎麻しんは、午後1時10分までに集合してください。
◎母子手帳を忘れずに持参してください。
◎問診票は、必ず記入してきてください。
※各種予防接種について、わからないことがありましたら、市保健衛生課予防係(☎52局2151番 内線243番)におたずねください。

種類	接種月日	対象者生年月
ポリオ1回目	5月21日	60.7~60.12
ポリオ2回目	5月14日	60.1~60.6
ツベルクリン注射	6月24日	60.1~60.3 及び前年疑陽性の人
ツ判定、BCG	6月26日	
ツベルクリン注射	7月1日	60.4~60.6 及び前年疑陽性の人
ツ判定、BCG	7月3日	
ツベルクリン注射	7月2日	60.7~60.9 及び前年疑陽性の人
ツ判定、BCG	7月4日	
ツベルクリン注射	7月8日	60.10~60.12 及びもれの人
ツ判定、BCG	7月10日	
麻しん	4月2日	59.4~59.6
	4月3日	59.7~59.9
三種混合1期1回目	4月4日	58.9~59.3
三種混合1期2回目	5月1日	58.9~59.3
三種混合1期3回目	5月28日	58.9~59.3
三種混合2期	6月27日	57.9~58.3
三種混合1期・2期もれの人	7月22日	57.9~58.3 58.9~59.3

未納の税金は、今月中に納めてください。

市民のみならず、市に納めていただいた市税は、市の収入として市が行う仕事の重要な財源となっています。

この大切な税金について、納期限を過ぎても未納になっている人があります。固定資産税や国民健康保険税、個人の市県民税がおもなものです。

納期限内に納入していただきませんと、延滞金がかかるばかりでなく、場合によっては差し押え処分ということにもなりかねません。

一方、市の台所のやりくりにも、支障を来すことにもなります。

今月は、市の会計年度の最後の月です。まだ納入されていない税金は、必ず三月三十一日までに完納されますようお願いいたします。

国民年金保険料

〔4月から納期限が 末日に変更されます〕

国民年金の保険料は、これまでその月分をその月の初日(一日)に納入していただいていたのですが、四月からの納金と同様に、その月の末日に納入するように納期限を改めます。

つまり、四月分については四月一日納入が、四月三十日納入になります。したがって、四月分の納付書は、四月中旬に発送となり、三月には納付書が発送されません。

今月の税金

▽国民健康保険税 納期 3月31日

日本脳炎

満三歳以上の人が、対象となります。日程など詳しいことは、五月十日発行の「おしらせ版」に掲載いたします。

子宮がん検診 申し込みは三月十七日(月)まで

今年も、満三十歳以上の女性を対象に、子宮がん検診を実施します。申し込みが六百人以上になりしだい締め切りますので、希望者は、お早めに市保健衛生課へ申し込みください。詳細は、二月二十五日号のおしらせ版をご覧ください。

行政相談

▽三月二十四日(月)午前十時から午後三時まで。

▽市役所市民相談室(二階)

税務相談

(国税局税務相談室長岡分室担当)

▽三月二十四日(月)午前十時から午後三時まで。

▽市役所市民相談室(二階)

国民年金相談

▽三月二十四日(月)午前十時から午後五時まで。

▽市役所市民課国民年金係

家庭児童相談

▽毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時三十分まで。土曜日は午前九時から正午まで。

▽家庭児童相談室(二階)(本町六番二号)

心配ごと相談

▽毎週水曜日、午前十時から午後三時まで。

▽社会福祉協議会(本町六番二号)

青少年問題相談

▽毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時まで。土曜日は、午前九時から正午まで。

▽市文化センター(相談室)

とちお おしらせ版 61 3,25

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 (0258) 52-2151

4月1日~7日

春の火災予防運動 が始まります

新潟県下一斉に

今年も四月一日(火)から七日(月)まで、新潟県下一斉に「春の火災予防運動」が始まります。市はこの運動期間中、次のことを重点目標に実施いたしますので、市民のみならずのご協力をお願いいたします。

①身体不自由者、独居老人家庭等の防火安全指導
※昨年、新潟県内の火災事故での死者は四十二人。そのうち、六十五歳以上の老人が

②家庭を対象とした防火知識の普及と徹底をはかる。
※家庭防火の観点から、自ら防火診断をし、火災予防の知識を身に付けてもらう。(運動期間中に、各消防団員が防火診断チラシを配布します。)

③たき火、ごみ焼却時等にお

昨年との比較 (別表1)

	昭和59年	昭和60年	比較増減	
出火件数	14件	16件	+2件	
内訳	建物火災 (889㎡)	11件 (859㎡)	+1件 (-30㎡)	
	林野火災	1件 (38a)	+1件 (+38a)	
	車両火災	3件	1件	-2件
	その他の火災	1件	3件	+2件
焼死者数	0人	1人	+1人	
負傷者数	3人	2人	-1人	
損害額	20,382千円	58,055千円	+37,673千円	

統一標語

怖いのは、消したつもりと、消えたはず

昨年の火災発生件数は 16件

天ぷら鍋、たき火からの火災が多い

昨年、市内で発生した火災件数は十六件。なかでも天ぷら鍋や屋外でのたき火等からの火災が多くなっています。天ぷら鍋のガスコンロの火を消さず、その場を離れたり、たき火の跡始末をよくしなかったため、あとで火災となった例が多くなっています。(別表1参照)

これから日一日と春めき、空気が乾燥して、周囲のものが燃えやすくなります。火気器具等を使用する前に、もう

ける、消火用具の備えおよび監視の励行
※これからの時期は、特に空気が乾燥し、風の強い日が多いことから、裸火の使用に際し特に注意を願う。これらの事項等を中心に、火災予防運動期間中に各家庭を消防団員が火の元点検に伺いますので、ご協力をお願いいたします。

消防団員による 火の元点検結果 がまとまりました

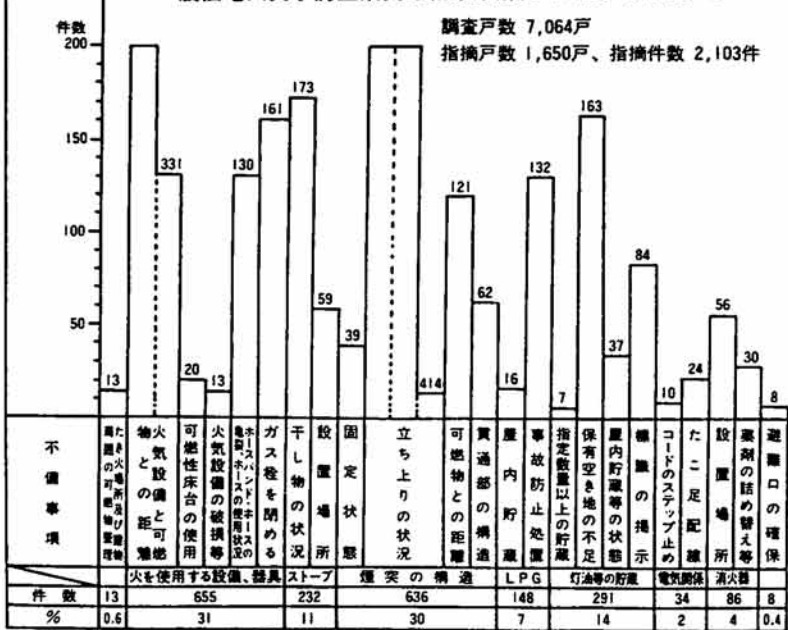
昭和六十年中に市内各消防団員の協力を得て、一般住宅の火の元点検を実施いたしました。その結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

別図Iをごらんください。煙突(排気筒)の立ち上がり等の不備、ストーブの上での干し物、火気器具使用箇所周囲の不備の順位で、改修等が必要である、という結果が出ています。

みなさんの家庭でも、もう一度点検してみてください。

- ①一度火の元点検をするよう心がけましょう。
- ②火をあまく見ることなく、初心に帰って次の火の用心七つのポイントを守りましょう。
- ③寝タバコやタバコの投げ捨てをしない。
- ④子供は、マッチやライターで遊ばせない。
- ⑤天ぷら揚げるときは、その場を離れない。
- ⑥家のまわりには、燃えやすいものを置かない。
- ⑦風呂の空だきをしない。
- ⑧ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

一般住宅火災予防調査実施結果集計表(不備事項)(別図1)



火災予防思想の普及・推進をはかります

市民のみならずが開催するや防火映画会を開催する予定です。

市民のみならずが開催するや防火映画会を開催する予定です。

市消防署は、防火思想のいっそうの普及をはかるため、市内の老人クラブや婦人会等を対象に、火災予防のお話しにご連絡ください。

四月一日、午前八時三十分市消防署サ イレん長音一分間および消防団各部のサ イレん・警鐘を吹鳴・打鐘いたします。

水道料金(冬期認定分)は 雪消え後に精算します

水道料金は、毎月各家庭の水道使用量を検針し、それにより使用料金を納めていたきております。

しかし、冬期間は雪により水道メーターがうもれてしまい、検針できません。

そこで市は、この期間の水道料金については、各家庭が毎月使用している実績に基づいて、認定した水道料金を納めていただくいております。

春の雪消えとともに、水道メーターを検針できるようになった月に、その精算をさせていただきます。

精算方法は、下表のとおりです。なお、精算の結果、使用量が多いときは、次のことが考えられます。

- ①認定期間中に水を多く使った。(凍結防止のために水を出したとか、消雪用に使ったなど)
- ②冬期間、水道管の破裂があったり、現在、地下埋設部分で漏水している。

▼詳細については、市ガス水道課(☎52局五八二六番)におたずねください。

水道使用量の精算の仕方(例)

年月	認定使用量		
61.1	20㎡	①最後(12月)に検針した時の指針	650㎡
61.2	20	②春先(4月)に検針した時の指針	760㎡
61.3	20	③差し引き(1月~4月)使用量 (760㎡-650㎡) = (B)	110㎡
計	(A)60㎡	④4月分精算使用量 (B) - (A) =	50㎡

選挙人名簿を縦覧

3月31日~4月2日

市選挙管理委員会は、四月二十日に執行が予定されている、新潟県知事選挙のための選挙人名簿の登録を三月三十日に行います。

今回登録するかたは、昭和六十年十二月三十日以前から引き続き栃尾市内に住所があるかたで、昭和四十一年四月二十一日以前に生まれたかたです。

縦覧期間
▼昭和六十一年三月三十一日(月)から四月二日(水)まで。

縦覧時間
▼午前八時三十分から午後五時まで。

縦覧場所
▼市役所選挙事務室(市役所三階)

問い合わせ
▼詳細については、市選挙管理委員会事務局(☎52局二一五一番、内線三六二番)におたずねください。

作業停電
次の地域を作業停電します。
中・木山沢・森上・西中野
新山・繁窪・半蔵金・田代の全域(四月二十二日(火)、午前九時から午後一時まで)。

乳幼児健診

会場▶市役所別館
時間▶午後1時までに集合

◎4か月児・7か月児健診にはスプーンと筆記用具を持参。

◎1歳6か月児・3歳児健診および2歳児歯科健診には、歯ブラシを持参してください。

◎3歳児健診では、尿検査を実施。

※受診は、栃尾市民に限ります。

※母子手帳を忘れずに持参してください。



梅野保
香田 大輔ちゃん
(3月14日
7か月児健診)

健診名	月日	対象者生年月
4か月児健診	4月8日(火)	60年12月生まれ
7か月児健診	4月11日(金)	60年9月生まれ
1歳6か月児健診	4月10日(木)	59年10月生まれ
2歳児歯科健診	4月16日(水)	59年4月生まれ
3歳児健診	4月9日(水)	57年11月生まれ

母親教室(後期)

月日	会場	時間	対象者
4月1日(火)	文化センター学習室(2階)	午後1時~4時30分	5月・6月に出産予定の人

総合健康相談

◎健康について相談のあるかたは、どなたでもお気軽においでください。

相談担当者▶医師、保健婦、栄養士

対象者▶赤ちゃんのことからお年寄りのことまで、相談のあるかた。

月日	会場	時間
4月22日(火)	市役所別館	午後1時~午後2時

予防接種

会場▶市民会館

時間▶午後1時30分~午後2時

◎麻しんは、午後1時10分までに集合ください。

※母子手帳を忘れずに持参してください。

※問診票は、必ず記入してきてください。

種類	月日	対象者生年月
麻しん	4月2日(水)	59.4~59.6
	4月3日(木)	59.7~59.9
三種混合1期1回目	4月4日(金)	58.9~59.3

住宅建設資金を融資

申し込み期間 4/14 ~ 5/14

市は、住宅建設のため自己資金の不足している人に対し、必要な資金の貸し付けを行い、市民の持ち家促進と関連業界の振興を図ることを目的に、「栃尾市住宅建設緊急対策資金融資要綱」を策定しました。市民のみならず、ご活用ください。

申し込み受け付け期間
昭和六十一年四月十四日(月)から五月十四日(休)まで。
申し込み方法
市内各取り扱い金融機関に備え付けの用紙により、申し込みんでください。

※同一建物について、重複の申し込みは無効となります。
取り扱い金融機関
▼第四銀行栃尾支店、北越銀行栃尾支店、新潟相互銀行

栃尾支店、長岡信用金庫栃尾支店、栃尾市農業協同組合
融資金額
▼一戸当たり十万円単位で五十万円以上三百万円(増改築にあつては二百万円)までとします。
※返済能力により、限度額または借入れ希望額まで貸し付けないことがあります。
融資対象者
次の各号の条件のすべてに該当しなければなりません。
①本市の住民で、自ら所有しかつ居住するための住宅を市内に建設(増改築を含む)しようとする人。
②住宅建設を市内の建設業者に依頼して行う人。
③融資を受けなければ住宅を

建設できない人で、前年の収入金額または所得金額が次の金額以下の人。
(イ)給与所得のみの人 収入金額が七百万円以下。
(ロ)その他の人 所得金額が五百二十五万円以下。
④住宅部分の床面積が五十平方メートル以上の住宅を建設しようとする人(増改築については、完成後の面積)。
※併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積と等面積以上あること。
⑤市税を滞納していない人。
⑥貸し付け金の返済能力を有する人。
⑦住宅金融公庫の今年度第一回の個人住宅資金の融資を受けて、住宅を建設する人。
※増改築の場合は、公庫利用を問いません。
融資条件
(1)貸し付け利率は、年五・五パーセント。十五年以内で

特定中小企業者に

緊急経営安定措置と円滑な事業転換措置

昨年九月以降の急激かつ大幅な円相場の高騰により、影響を受ける中小企業者の経営の安定を図るための緊急措置ならびにその事業の転換を円滑にするための措置として、「特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法」が施行されました。
この法による特別措置は、政府系中小企業金融三機関(中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫)からの低利融資(五・五パーセン

ト、中小企業近代化資金等助成法による貸し付け金の償還期間の延長(三年以内)、信用補完の特例および課税の特例(法人税法の欠損金の繰り戻しによる還付措置)となっております。
栃尾市内で措置法の対象となると思われる業種は、次のとおりです。
①ねん糸製造業
②綿・スフ織物業(綿・スフ織物の卸売業、紋紙製造業、たて糸のり付け業および整理業を含む)
③絹・人絹織物業(絹・人絹織物の卸売業、紋紙製造業、たて糸のり付け業および整理業を含む)
④丸編ニット生地、同製品製造業
⑤たて編ニット生地、同製品

- 製造業
⑥横編ニット製造業
⑦染色整理業
⑧男子服(作業用・スポーツ用衣服、校服を含む)
⑨婦人・子供服(作業用・スポーツ用衣服、校服を含む)
⑩輸出こん包業
⑪シャツ(下着を除く)製造業
⑫鍛冶工品(型鍛造品を除く)製造業
⑬繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
⑭中小貿易業
⑮輸出こん包業

加入ください

心身障害者扶養共済制度

新潟県では、心身障害者をもつ親の精神的・経済的不安を少しでも解消するため、心身障害者扶養共済制度を設けています。
この制度は、加入時の年齢が四月一日現在で六十五歳未満でない人と加入できません。このため、生年月日が大正九年四月二日から大正十年四月一日までに生まれた人で、加入を希望する人は、昭和六十

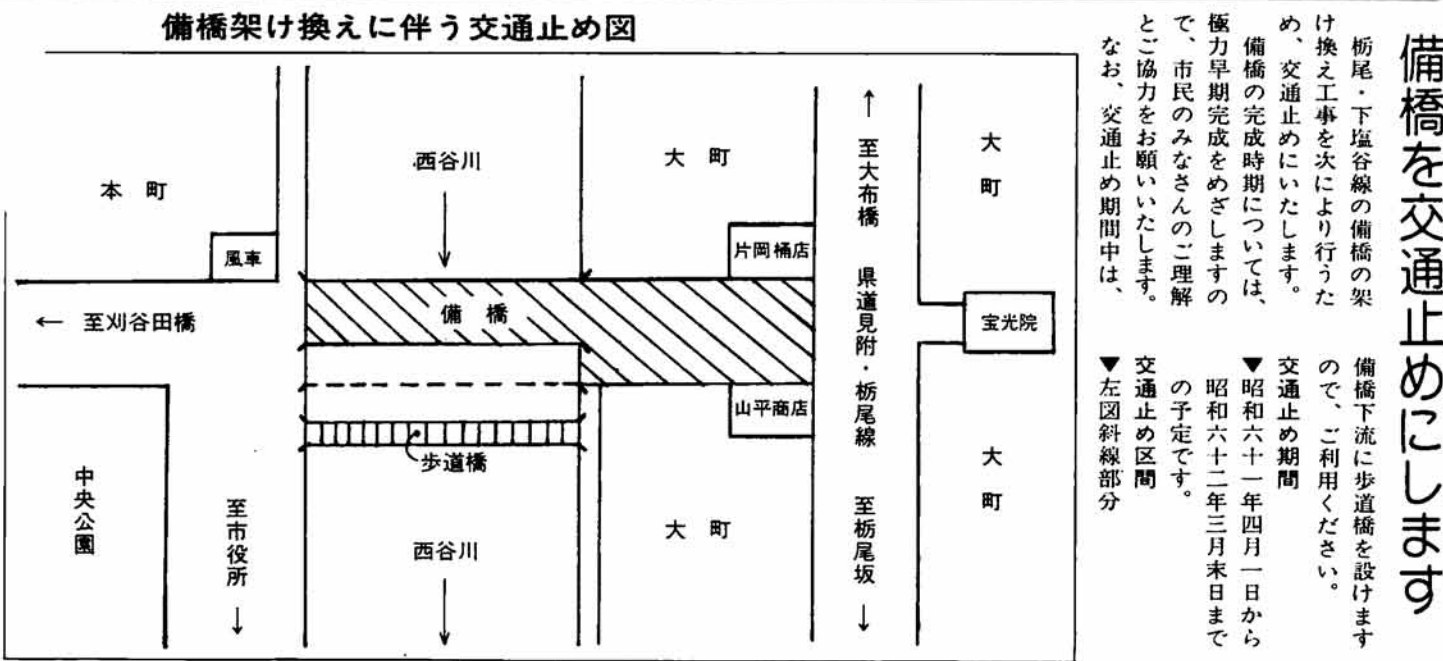
年三月三十一日までに印かんを持参のうえ、申し込み手続きをしてください。(加入申し込みは、市福祉事務所随時受け付けています)
加入要件
▽心身障害者の保護者で、新潟県内に住所を有する人。
▽加入時の年齢が六十五歳未満で、特別な疾病や障害のない人。
▽心身障害者の範囲は、精神

労働保険料の申告納付はお早めに

昭和六十一年度の労働保険料の申告と納付の受け付けが、四月一日(火)から五月十五日(木)まで行われます。
市内各事業所の事業主のみならず、保険料申告書に保険料を添えて、最寄りの銀行

借還すること。
(2)借還方法は、元利均等月賦償還(ボーナス償還可能)※元利金の全部を繰り上げ償還することがあります。
(3)担保および保証人の設定等は、取り扱い金融機関の定めるところによります。
資金の交付時期
▼取り扱い金融機関と貸し付け契約締結後かつ担保取り入れ後とします。
※融資決定を受けた年度の十二月末日までに融資を受けない場合は、無効となります。
抽選
▼借入れ希望額が予定額を超えた場合は、抽選により決定いたします。
問い合わせ
▼詳細については、市内各取り扱い金融機関の窓口か市商工観光課工業振興係(☎52局五八二七番)におたずねください。

備橋を交通止めいたします
栃尾・下塩谷線の備橋の架け換え工事を次に行うため、交通止めにいたします。備橋の完成時期については、昭和三十二年三月末日まで、市民のみならずのご理解とご協力をお願いいたします。交通止め期間中は、左図斜線部分



災害貸し付けを開始

国民金融公庫

国民金融公庫では、今冬の豪雪により被害を受けた中小企業のみならず、緊急融資の取り扱いを開始いたしました。希望者は、ご利用ください。
利率
▼年七・二パーセント
災害貸し付けの融資期間
▼運転資金・設備資金とも十年以内(据え置き二年以内を含む)
取り扱い期間
▼昭和六十一年八月三十一日(日)まで。
その他
▼現在公庫を利用している人で、豪雪の被害を受けた人で、返済が困難となられた人については、返済の方法の変更について、ご相談に応じます。

弱者および身体障害者で一級から三級までの人。それと同程度の障害をもつ人。
掛け金
▽年齢区分により、月額千四百円から六千八百円までの掛け金が定められています。
掛金の減免
▽生活保護世帯は、全額免除。
▽市民税非課税世帯は、半額免除。
▽市民税均等割世帯は、三割免除。
※市は加入者全員を対象に、掛け金の三分の一を補助しています。
年金
▽加入者が不幸にして死亡または障害者となったときは、その月から障害者に毎月二万円の年金が生涯支給されます。
弔慰金
▽障害者が先に死亡したときは、二万円から十万円までの一時金が支給されます。
加入口数の追加
▽年金および弔慰金が倍額になり、加入口数が増えます。
問い合わせ
▼詳細については、市福祉事務所福祉係(☎52局五八四六番)におたずねください。

四月は地価公示普及月間です

地価公示とは、みなさんが土地を売買する際の目安として、国土庁の土地鑑定委員会が毎年全国の標準的な土地を選定し、不動産鑑定士の鑑定評価をもとに、売り手にも買い手にも片寄らない価格(正常価格)を調査し、これを一

昭和六十一年四月十六日(休)午後一時三十分から午後四時まで。
とちお
▼市民会館
▼詳細については、長岡労働基準監督署(☎33局八七一)におたずねください。

示の窓口は、市企画調査課です。
また、地価公示普及月間の行事として、(伊)日本不動産鑑定協会の主催で、全国一斉に無料相談会を四月二日(休)午前十時から午後四時まで、長岡市商工会議所(五階)で開催いたします。希望者は、ご相談ください。

つつが虫病に ご注意ください

今年もまた、つつが虫病が
発生しやすい時期になりました。
た。

最近のつつが虫病は、新型
つつが虫病といわれ、今まで
のつつが虫病とちがいが、山林
や草原、耕作地と広く分布し、
あらゆる地域で感染している
のが特徴です。

新型つつが虫病は、おもに
春の山菜取り(四月から六月
ころ)のシーズンと、秋のき
のこ狩り(十月から十一月こ
ろ)シーズンに発生しやすい
ので、じゅうぶんご注意ください。

なお、次のことに注意し、
つつが虫に刺されないように
しましょう。

- ①山や田畑に出かけるときは、
長くつや手袋、長袖のシャ
ツを着用し、できるだけ素
肌を露出しないこと。
- ②衣服や皮膚露出部には、防
虫スプレーを塗布する。
- ③衣類を脱いで、草や土の上
におかないこと。
- ④草むらに横になって休息し
たり、用便をしないこと。
- ⑤帰宅後は、更衣・入浴し、
皮膚に刺し口(トゲ)を刺し

肺がん検診の結果が出ました

昨年、肺がん検診の一環と
して喀痰検査を実施いたしま
したが、このたび、その結果
がまとまりましたので、おし
らさせていただきます。

- ①異状なし 三百九十一人
 - ②五月に再検査 八人
 - ③精査者 二人
 - ④再検査(判定不能)二人
- ※①の人は、次回の定期検査
もすすんで受けましょう。

※②④の人たちには、個人
通知をしました。
※①の異状なしの人たちには、
個人通知をいたしません。
たばこは肺がんの大きな誘
因の一つとなります。四十歳
以上の人は、すすんで肺がん
検診を受けましょう。
特に五十歳以上で、次のど
れかに該当する人は高危険群
です。ぜひ検診を受けてくだ
さい。

- ①喫煙指数(一日のたばこの
本数×喫煙年数)が六百以
上の人。
 - ②咳や痰が一月以上続く人。
 - ③最近三か月以内に、一度で
も血痰の出た人。
 - ④職業性肺がん発症のおそれ
のある人。
- 市は、七月にレントゲン検
査を、十一月にレントゲンと
喀痰検査を実施いたします。
あなたの健康管理のために
も、ぜひ検診を受けましょう。
問い合わせ
※詳細については、市保健衛
生課予防係(☎52局五八三
六番)におたずねください。

ごみと危険物の収集を再開

四月一日から別表により、
ごみの収集を開始いたします。
昭和六十一年度もごみ(燃
えるごみ)・危険物(燃えない
ごみ)および使用済み乾電池
に分別し収集することにして
おりますが、使用済み乾電池
については、昨年と同様年二
回(五月・十月)を予定して
おります。

ごみを出すときは、次のこ
とを守ってください。
①日曜日、祝日および振替え
休日は、収集いたしません。
休日と収集日が重なった場
合は、次回の収集日まで出
りません。

- ②使用済み乾電池は、市が配
布する専用の袋に保管して
おいていただき、別表の決
められた日に集積場所へ危
険物から少し離して置いて
ください。
- ③ごみ、危険物および使用済
み乾電池は、区別して決め
られた日の午前八時までに
集積場所へ搬出してくださ
い。決められた時間以外に
は、絶対に出さないでくだ
さい。
- ④ごみは、丈夫なポリ袋に入
れて袋の口をしっかり結ん
でください。ごみ容器とし
て、紙袋は使用しないでく
ださい。
- ⑤粗大廃棄物は、市で許可を
受けてから自分で市内比礼
にある埋め立て処分地へ搬
入してください。なお、営
業により出る燃えるごみお
よび使用済み乾電池は区別
し、直接清掃センターへ搬
入してください。
- ⑥ごみ集積場所は、つねに清
深にし、付近の人から悪臭
などの苦情が出されること
のないよう、お互いに気を
くばりましょう。
- ⑦使用済み乾電池を回収する
専用の袋は、後日区長さん
を通じて配布いたします。

ごみ収集日程表

収集日	収集区域
毎週月・水・金曜日	仲子町、東町、平、天下島、宮沢、泉、大川戸、菅畑、赤谷、小向、栃堀
毎週火・木・土曜日	谷内2丁目、滝の下町、上の原町、旭町
毎週月曜日	下来伝、上来伝、松尾、栗山沢、寒沢、吹谷
毎週月・水・金曜日	金沢、原町、巻淵、東が丘
毎週火・木・土曜日	谷内1丁目、本町、金町
毎週月・金曜日	二ツ郷屋、山口、熊袋、二日町、下塩、人面、文納、滝之口、大野原
毎週水曜日	栃倉、大倉、入塩川、本所、島田、山葵谷、葎谷、平中野俣、九川、塩中、梅野俣、塩新町、天平、沖布
毎週月・木曜日	吉水、上堰出、下堰出、山屋、明戸
毎週月・水・金曜日	新栄町、栄町、山田町、新町、小貫
毎週火・木・土曜日	大町、表町、大野町、岩野、楡原、北荷頃
毎週月・金曜日	土ヶ谷
毎週月・木曜日	一之貝、田之口、西野俣、中
毎週月曜日	森上、半蔵金、田代
毎週水曜日	軽井沢、比礼、本津川、木山沢、西中野俣、新山、繁窪
毎週火・土曜日	鴉ヶ島、水沢

比礼埋立地の 休日利用が可能

今年も四月から降雪期ま
で、毎月第三日曜日に比礼
埋め立て処分地へごみの搬
入ができます。これは、各
家庭の大掃除などで多量に
発生する。廃棄物や家電製
品等の粗大ごみを、平日搬
入することができない人の
ために設けたものです。ご
利用ください。
搬入できる時間は、午前
八時三十分から午後五時ま
です。市の許可が必要
です。前日までに市保健衛
生課で搬入手続きをし、許
可書をお持ちください。

廃乾電池収集日程表

収集日	収集区域
5月 11月	
7日 5日	新栄町、栄町、山田町、滝の下町、旭町、本町、東が丘
6日 4日	新町、大町、東町、小貫、土ヶ谷、金沢、原町、平、天下島
1日 6日	表町(旧三光・岩神)、大野町、谷内1丁目、谷内2丁目、上の原町、仲子町、金町、巻淵
2日 7日	栃倉、大倉、二日町、滝之口、入塩川、本所、島田、下来伝、上来伝、松尾、栗山沢、寒沢、吹谷、西野俣、中、木山沢、森上、半蔵金、田代
23日 28日	鴉ヶ島、水沢、吉水、上堰出、山屋、明戸、宮沢、泉、一之貝、軽井沢、比礼
16日 21日	岩野、楡原、下堰出、山口、熊袋、平中野俣、九川、塩中、梅野俣、塩新町、天平、沖布、大川戸、菅畑、赤谷、北荷頃、本津川
9日 14日	二ツ郷屋、下塩、人面、文納、山葵谷、葎谷、大野原、小向、栃堀、田之口、西中野俣、新山、繁窪

危険物収集日程表

収集日	変更収集日	収集区域
毎週火曜日		東町、平、天下島
毎週水曜日		滝の下町、旭町
毎週木曜日		谷内1丁目、谷内2丁目、上の原町、仲子町
毎月第1金曜日		下来伝、上来伝、松尾、栗山沢、寒沢、吹谷
毎月第2金曜日	10月は第5金曜日	小向、栃堀
毎月第3金曜日		大川戸、菅畑、赤谷
毎月第4金曜日		宮沢、泉
毎週火曜日		金沢、原町
毎週水曜日		本町、東が丘
毎週木曜日		金町、巻淵
毎月第1金曜日		栃倉、大倉、二日町、滝之口、入塩川、本所、島田
毎月第2金曜日	10月は第5金曜日	二ツ郷屋、下塩、人面、文納、山葵谷、葎谷、大野原
毎月第3金曜日		下堰出、山口、熊袋、平中野俣、九川、塩中、梅野俣、塩新町、天平、沖布
毎月第4金曜日		吉水、上堰出、山屋、明戸
毎週火曜日		新町、大町、小貫、土ヶ谷
毎週水曜日		新栄町、栄町、山田町
毎週木曜日		表町、大野町
毎月第1金曜日		西野俣、中、木山沢、森上、半蔵金、田代
毎月第2金曜日	10月は第5金曜日	田之口、西中野俣、新山、繁窪
毎月第3金曜日		岩野、楡原、北荷頃、本津川
毎月第4金曜日		鴉ヶ島、水沢、一之貝、軽井沢、比礼

犬の登録と狂犬病予防注射の日程表

月日	会場	時間
4月10日(木)	農協東谷支所	9:20~9:50
	栃堀区事務所	10:00~10:20
	下来伝(来慶商店)	10:30~10:40
	入東谷生活改善センター	10:50~11:00
	吹谷(藤崎商店)	11:20~11:30
	農協川谷支所	13:30~13:50
4月11日(金)	小貫公民館	14:00~14:20
	農協下塩谷支所	9:20~9:50
	農協人面支所	10:00~10:20
	二日町橋たもと	10:30~10:50
	九川消防器具置場	11:10~11:20
	塩谷地区開発センター	13:30~14:00
4月14日(月)	農協入塩川支所	14:10~14:30
	半蔵金防雪センター	9:40~10:00
	森上(宮田商店)	10:10~10:20
	西中野俣集会所	10:30~10:40
	新山公民館	10:50~11:00
	繁窪無雪共同駐車場	11:10~11:30
4月15日(火)	西谷生活改善センター	11:40~11:50
	西谷地区開発センター	13:20~13:40
	一之貝(五十嵐商店)	13:50~14:10
	軽井沢分校	14:20~14:30
	比礼作業所	14:40~14:50
	市総合体育館(駐車場)	9:30~11:30
	市勤労青少年ホーム	13:30~15:00

犬の登録と 狂犬病予防注射

昭和六十一年度の犬の登録
と狂犬病予防注射を、左記日
程により行います。
犬を飼っている人は、毎年
一回登録と予防注射を受けさ
せないとならば、罰せられま
すので、必ず受けさせてくだ
さい。

- ▽登録鑑札手数料
一頭につき二千二百円
- ▽狂犬病予防注射料
一頭につき二千二百円
- ▽注射済票交付手数料
一頭につき四百円
- ☆合計金額
一頭につき四千七百円
問い合わせ

また、新たに生後九十一日
以上の犬を飼われた人や未登
録の犬を飼っている人は、最
寄りの会場で登録のうえ注射
を受けさせていただきます。
左記日程の会場で受けさせ
なかつた場合は、個別注射ま
たは訪問注射になりますので、
料金が加算されます。

また、新たに生後九十一日
以上の犬を飼われた人や未登
録の犬を飼っている人は、最
寄りの会場で登録のうえ注射
を受けさせていただきます。
左記日程の会場で受けさせ
なかつた場合は、個別注射ま
たは訪問注射になりますので、
料金が加算されます。

▽詳細については、市保健衛
生課環境衛生係(☎52局五
八三六番)におたずねくだ
さい。
問—五月に親せきから子犬
をもらうことになっていま
す。狂犬病の予防注射と登
録は、年一回しか実施しな
いと聞きましたが、何かよ
い方法はありませんか。
答—生まれた子犬が生後九
十一日以上たちましたら、
獣医(柑和獣医科 谷内二
丁目)で狂犬病の予防注射
を受けさせてから、栃尾保
健所(新栄町)で登録手続
きをしてください。
なお、未登録犬を飼われ
る人も、同様の手続きをし
てください。

第18回 新潟県青年リーダー養成 海外研修に参加してみませんか

新潟県では、昭和六十一年度青年リーダー養成海外研修を次により実施いたします。希望者は、お早めに申し込みください。

訪問先
①オーストラリア
訪問期間(予定)
▽昭和六十一年九月十三日(出) から九月二十四日(帰)までの十二日間の予定。

海外研修の内容
①家庭宿泊体験。
②外国青年たちとの懇談・交歓の集い。
③青少年・社会福祉施設等の視察。
④自由研修もあります。

昭和61年度銃砲刀剣類の登録審査会を開催

新潟県教育委員会では、昭和六十一年度銃砲刀剣類登録審査会を次により開催します。市内の人で、未登録の古式銃砲や刀剣類をお持ちの方は、必ず登録を受けてください。

会場
▽新潟市会場 県庁一七〇二会議室(行政庁舎十七階)
▽長岡市会場 長岡市厚生会館(第一小ホール)
時間
▽新潟市・長岡市会場とも、午前十時から午後三時まで

「絵を楽しむついで」を開催

わが国を代表する美術展である「日展」の審査員に、栃尾市旭町出身の桐生照子さんが昨年の秋、就任されました。栃尾市美術愛好者協会では、桐生さんが長岡市で作品展を開催する機会をとらえ、「桐生照子さんと語り合うついで」を開催いたします。

絵の好きな人、絵に関心のある人など、多数の参加をお待ちいたします。なお、入場は無料です。

開催日時
▽昭和六十一年四月十三日(日) 午後七時から午後八時三十分まで。



国民年金保険料はキチンと納めていますか

国民年金の加入者のみなさん、本年度(昨年四月から今年三月まで)の国民年金保険料の納め忘れ(未納)はありませんか。

「まだ未納にしままだわ」というような人は、早く納めようとしてください。

「一か月や二か月くらいの未納は、大したことないよ」なんていっている人もいるようですが、未納についてどういった安易な考え方をしているとしたら大変なことです。「チリも積もれば山となる」のことわざもあるように、未納が重なると大切な年金の受給権を失ってしまうことにもなりかねません。

また、未納にしておいた保険料をあとから納めるにしても、毎月の保険料とあわせて納めることになるため、その家計におよぼす経済的負担は相当なものになります。

無理のない納入のために、これからは国民年金の保険料も他の必要経費と同様に、家計の中に位置づけるとともに、老後や万一の時に確実に年金が受けられるよう、納期限までにキチンと納めるように心がけましょう。

国民年金保険料が四月から月額七千円に

国民年金の定額保険料は、今年の四月から一か月につき七千円に改められます。

国民年金制度は、老齢や障害などにより働けなくなったときに、年金によって生活を保障することを目的としています。

いつの時代にあっても、年金の価値を社会情勢に応じた水準に保つていかなければなりません。

また、人口の高齢化が進む中で年金受給者が増え、年金の支払いに要する費用が年々増えています。

このようなことから、国民年金の財源をまかなっている保険料も引き上げが必要になります。

年金制度は、老齢世代を若い現役世代が支える、そして次の世代へと順々にバトンタッチしていく、相互の助け合いの仕組みがとられています。

家計を預かる奥さんにとって、保険料のアップは頭の痛いことですが、老後の柱となる国民年金制度を今後も健全に運営していくため、保険料の引き上げについて、ご理解をお願いいたします。

ご利用ください 保険料の前納制度

国民年金の保険料を、一年分一括して前納できる制度があるのをご存知ですか。

この制度を利用すると、月納める手間が省け、ついつい納め忘れも防げます。

また、保険料も普通なら一か月七千円、一年間では八万五千二百円になりますが、四月に一年前納した場合は八万三千四百円、二千六百円が割り引きになります。

四月は、保険料を前納する都合のよい時期です。みなさま

応募資格
▽日本国籍を有する県内居住者で、青少年活動をしている人または希望している人。

▽海外渡航経験のない二十歳から三十歳までの勤労青年。(年齢は、四月一日現在)

▽参加経費として十五万円の負担をしていただきます。

▽昭和六十一年四月十九日(出)まで。

▽応募書類の提出先
▽栃尾市教育委員会内社会教育課

選考試験
①日時 昭和六十一年五月九日(日)
②場所 新潟県庁行政庁舎会議室一三〇一(十三階)
(新潟市新光町四番地)
③内容 面接、英会話および筆記試験(一般常識)
問い合わせ
▽詳細については、市教育委員会社会教育課(☎52局一八八番)におたずねください。

開催(受け付けは、午後二時三十分まで)

審査会日程
▽新潟市会場 四月十五日(火) 八月五日(火)、十二月十六日(火)
▽長岡市会場 六月十九日(火) 十月十五日(火)、昭和六十一年二月十八日(火)

登録審査会に持参するもの
①登録を受けようとする銃砲刀剣類

②銃砲刀剣類発見届出受理証(所轄警察署発行)
③登録手数料 一件につき四千五百円(新潟県収入証紙で納入すること)
④印かん
問い合わせ
▽詳細については、市教育委員会社会教育課(☎52局一八八番)におたずねください。

会場として桐生さんの略歴(洋画家。光風会会員。昭和十二年栃尾市生まれ。48年昭和会展・安井賞展・新鋭選抜展に出品。49年昭和会展で優秀賞受賞。日展特選受賞。50年日展無鑑査。52年日展洋展で三越賞受賞。60年日展審査員に)

お気軽に相談ください

精神衛生相談

栃尾保健所では、市民のみなさんのなかで、夜よく眠れないとか、イライラする、気持ち落ち込みがちであったり、アルコール中毒などで困っている人を対象に「心の健康相談」を行っています。

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

相談日時
▽昭和六十一年四月三日(日) 午後二時から午後三時まで
相談会場
▽栃尾保健所(市内新栄町) 相談担当者
▽悠久荘の医師
問い合わせ
▽詳細については、栃尾保健所(☎52局三三五番)におたずねください。

昭和61年度 栃尾市献血カレンダー

年月	61	4	5	6	7	8	9	10	11	12	62	1	2	3					
日	6	30	6	28	16	30	9	30	20	3	24	8	28	4	26	10	21	25	30
曜日	日	水	火	水	月	月	水	水	水	水	火	火	水	水	水	水	水	水	月

61年4月から受付時間が変わります。 会場案内
受付時間 (午前10:00~12:30まで) ●4月6日は栃尾市文化センター
(午後1:30~3:00まで) ●9月24日は栃尾市民会館
●上記以外は栃尾市役所

献血協力者(功労者)に対する表彰制度について

献血功労者には、それぞれの献血回数に応じ、日本赤十字社の有功章、社員章等贈与規則に基づく表彰が次のとおり行われます。

献血回数	表彰方法	献血回数	表彰方法
10回	献血功労章銀賞を贈る	80回	社長感謝状を贈る
20回	" 金章 "	100回	社長感謝状及び小銀盃を贈る
30回	特別社員の称号及び銀色有功章を贈る	125回	" (銀棒) 及び中銀盃 "
50回	金色有功章を贈る	150回	" (銀棒) 及び大銀盃 "

人権擁護委員に葛綿源吾さん(大野原)が委嘱されました

人権擁護委員の大港文二さん(市内山田町)が、一身上の都合により辞任されたため、市は国に対して葛綿源吾さんを推薦し、法務大臣から昭和六十一年三月一日付けで新たに

人権擁護委員として委嘱されましたのでご紹介いたします。(任期は三年です)

人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るために置かれているものです。

次の問題でお困りのかたは、安心してお気軽にご相談ください。相談は無料ですし、他人にもれることは絶対にありません。

相談内容
▽いじめ、人身売買、村八郎、教育を受ける権利の侵犯、強制圧迫、酷使ぎやく待、差別待遇、生活権の侵犯、その他お困りの問題。

人権擁護委員の氏名と住所
▽葛綿源吾さん(栃尾市大字上塩四八九番地 ☎53局五二三四番)

※何んでもお気軽にご相談ください。

スパイクタイヤの早期交換にご協力ください

新潟県では、スパイクタイヤの使用によって生ずる、道路の被害や粉じんの発生による健康への影響を軽減するため、昭和五十八年九月に「スパイクタイヤ不使用期間」を早期タイヤ交換にご協力をお願いいたします。

みなさんにご理解とご協力を要請してきました。

ドライバーのみならず、今年も四月一日からは、スパイクタイヤ不使用期間です。

早期タイヤ交換にご協力をお願いいたします。